

秩父別町新生児等特別定額給付金について

秩父別町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を抱えながら出産及び育児を行う子育て世帯を対象に給付金を支給いたします。

○対象新生児等

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、秩父別町に住所がある方。

※転入等により、他市町村で同様の給付金を受給された新生児等は対象外です。

○支給対象者

対象新生児等を養育する児童手当または子育て支援水道料金全額助成事業の受給者。

○支給額

対象新生児等1人あたり10万円

○手続き等

申請等の手続きが必要です。窓口で出生届または転入届を提出時、対象予定者にご案内いたします。支給決定後、児童手当または子育て支援水道基本料金全額助成事業で指定しているいずれかの口座に振り込みます。

○その他

国が実施する特別定額給付金（1人10万円支給）は4月28日以降に出生されている方は支給対象外であり、同学年の公平性を保つために町独自事業として実施いたします。

【お問い合わせ】役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111（内線46）

秩父別町給水区域外等生活支援助成金について

本町独自の新型コロナウイルス感染症対策の一環として実施している、水道・下水道の基本料金減免の対象とならない、給水区域外・排水区域外の方に対して、下記のとおり水道施設等維持管理費の一部を助成します。

○対象者

令和2年6月1日現在、町内に居住し、世帯全員に公租公課の滞納がない世帯で、飲料用の地下水設備、浄化槽や汲み取り等の排水設備の管理者。

○支給額

（1）給水区域外の世帯で、飲料用地下水設備等の管理者 5,000円

（2）排水区域外の世帯で、浄化槽、汲み取り等の排水設備の管理者 5,000円

※上記のいずれにも該当する場合は1万円となります。

○手続き等

対象となる方に申請書を直接送付しますので、必要事項を記入の上、建設課まで提出してください。

【お問い合わせ】役場建設課建設グループ 電話 33-2111（内線94）



秩父別町生き活き生活応援券を配付します

新型コロナウイルス感染症の影響による、長寿をお祝いする会の中止に伴い、下記の方を対象とした「生き活き生活応援券」を配付します。

○配付対象者

昭和21年12月31日以前に生まれ、数え年で75歳以上の方。
(長寿をお祝いする会での対象者を応援券の対象としています。)

○配付方法

対象の方には8月7日から簡易書留により郵送します。

○配付数

1人につき1冊3,000円分(500円券×6枚)

○有効期間

令和2年12月31日まで

○取扱店舗

町内商店、セイコーマート、農協、ニコット等
(使用できる店舗には生き活き生活応援券取扱店のポスターが貼ってあります)



【お問い合わせ】役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111 (内線46)

町税等は納期までに納めましょう

8月25日(火)は、町税等(町道民税・固定資産税・国民健康保険料)の第2期の納期限です。納め忘れのないようにしましょう。

◆お問い合わせ 役場総務課総務グループ(税務担当) 電話 33-2111 (内線35)

○お墓参りのお供え物は、必ず持ち帰りましょう○

夏場は腐敗が早いうえ、カラスなどがお供え物を食い散らかします。
また、線香やローソクは火災予防のため、必ず火を消しましょう。

盆菓子 → 生ごみで出してください。
(包装のビニール等は必ずはずして燃えるごみへ)

○墓地区画内通路へ車の乗り入れは禁止です○

墓地区画内の通路は、歩行者用です。車の乗り入れはできません。
外側通路や駐車場をご利用ください。

◎お問い合わせ 役場住民課総合窓口グループ 電話 33-2111 (内線43)

